

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例の概要

環境生活部環境局循環型社会推進課

項目	内容	備考					
<p>1 改正の趣旨 ・ 必要性等</p>	<p>産業廃棄物の適正な処理に資するよう、道外産業廃棄物の搬入事前協議の対象にポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等を道内において行う場合を追加する。</p> <hr/> <p>【必要性・背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質であるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を含む電気機器等は、国の計画に基づき広域的な処理がなされている。 道内の処理施設では、東日本1都18県分も処理しており、これが道内で不適正に大量に保管された場合には環境影響や道内分の円滑な処理への影響が生じるおそれがある。 また、PCBは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）では、平成35年3月31日を道内の処理施設の処理期限としている。 道では、積替保管を活用した運搬効率化を推進し、広い道内に点在するPCBの処理の効率化を検討している。 このような状況を踏まえ、道民の安全・安心を確保しつつ、PCBの効率的な運搬体制を確保できるよう、道外から搬入されるPCB廃棄物の量や運搬の経路等を事前に把握することにより、PCB廃棄物の監視・指導を適正に行えるようにする必要が生じた。 						
<p>2 改正の内容</p>	<p>○ 搬入事前協議対象の追加 PCB廃棄物を道内で積替え又は保管する場合を道外産業廃棄物の事前搬入協議の対象に追加する。</p> <p>● 現行</p> <table border="1" data-bbox="438 1288 1141 1422"> <tr> <td> 一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設 </td> <td> 事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 ・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場 </td> </tr> </table> <p>協議対象 ← 協議適用除外</p> <p>● 変更(案)</p> <table border="1" data-bbox="438 1478 1141 1646"> <tr> <td> 一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設 </td> <td> 事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 (積替保管なし) 条例改正の影響なし (積替保管あり) 範囲拡大 </td> <td> ・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場 </td> </tr> </table> <p>協議対象 ← 協議適用除外</p> <p>積替え又は保管を行うものに事前協議の対象を拡張</p> <p>※ 積替え又は保管 廃棄物が排出された事業場から搬出した後に、処理されるまでの途中で当該廃棄物の移動手段の変更（積替え）や留置（保管）を行う行為を指す。</p>	一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設	事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 ・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場	一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設	事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 (積替保管なし) 条例改正の影響なし (積替保管あり) 範囲拡大	・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場	<p>第24条 第2項</p>
一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設	事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 ・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場						
一般的な廃棄物処理施設 ・ 右記以外の施設	事前協議の適用除外を受ける処理施設 ・ PCB廃棄物処理施設 (積替保管なし) 条例改正の影響なし (積替保管あり) 範囲拡大	・ その他の施設 環境大臣認定施設 水銀回収施設 減量計画に係る最終処分場					